



横浜市芸能センター
(横浜にぎわい座)
指定管理者業務の基準

令和8年2月
横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課

目 次

I 基本方針

- 1 横浜市の文化政策の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 横浜にぎわい座の使命と役割

- 1 横浜にぎわい座の使命・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 横浜にぎわい座が果たす役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

III 文化事業

- 1 大衆芸能に係る公演の企画・実施と情報の収集・提供・・・・・・・・・・ 10
- 2 大衆芸能の体験の場の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 子どもたちや若手演者をはじめとした次世代育成・・・・・・・・・・ 11
- 4 野毛地区のにぎわいづくり等への寄与・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 様々な市民等が大衆芸能に触れる機会を創出・・・・・・・・・・ 12
- 6 文化事業を支える仕組みの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

IV 施設運営

- 1 大衆芸能等の公演、練習、創作その他の活動のための施設の提供・・ 12
- 2 指定管理料以外の収入確保に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 組織的な施設運営（職員配置の考え方）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 施設の運営に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

V 施設管理

- 1 管理組合との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 保守管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 環境維持管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 保安警備業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 5 駐車場管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 6 防火・防災等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 7 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 8 感染症対策等衛生管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 9 施設の管理に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 10 重要書類の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 11 行政機関が策定する基準等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 12 法令の制定及び改正への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

VI 政策協働型指定管理によるPDCAの推進

- 1 政策協働型指定管理によるPDCAの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

VII 日報及び月間事業報告書の作成

- 1 日報の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 月間事業報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

VIII 事業計画書及び事業報告書の作成

- 1 事業計画書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 事業報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

IX 業務評価に関する業務

- 1 モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 2 自己評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 3 第三者による評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 4 業務の基準を満たしていない場合の措置・・・・・・・・・・25

X 指定期間終了にあたっての業務

- 1 業務の引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 2 原状回復義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 3 備品及び文書等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

XI 留意事項

- 1 保険及び損害賠償の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 2 関係法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 3 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 4 コンプライアンスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 5 情報公開への積極的取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 6 市及び関係機関等との連絡調整・・・・・・・・・・28
- 7 自主事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

XII 提案内容

- 1 提案内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）（以下「横浜にぎわい座」という。）指定管理者選定要項における業務の基準等について、横浜市芸能センター条例（以下「条例」という。）及び横浜市芸能センター条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、次のとおり定めます。

I 基本方針

1 横浜市の文化政策の位置づけ

(1) 横浜市の現状

横浜市（以下「市」という。）の人口は令和3年をピークに減少に転じ、出生率の低下などにより、少子高齢化が進んでいます。令和10年度には、横浜市の65歳以上の高齢者の人口が100万人を超えることが予想されています。これにより、労働力や消費の減少、さらには医療サービスや社会保障の需要の増大等がこれまで以上に進むことが見込まれます。経済活動においても、高度経済成長期のような成長は見込めない一方で、環境に配慮した持続可能な社会の形成が課題となっています。

また、市内の多くの文化施設では、開館から年月が経ち、老朽化が進んでいます。このような中で都市の活力を維持していくためには、子育て環境の整備をはじめ、未来を担う子ども・若者の育成、経済成長の鍵となる女性がいきいきと社会で活躍できる環境づくり、そして、経験豊富なシニア世代のスキルなどが存分に発揮される場の創出などにより、あらゆる世代がポテンシャルを十分発揮できることが必要となってきます。

行政に対するニーズが多様化していく一方で、市の財政状況は、市税収入の増加がありつつも、義務的経費の増大、施設の老朽化への対応等により厳しい状況にあります。

(2) 横浜市の文化政策

2004年以降、横浜市では他都市に先駆けて、文化芸術の創造性を生かし、「文化芸術振興」や「経済振興」といったソフト施策と「まちづくり」などのハード施策を一体的に取り組む「文化芸術創造都市＝クリエイティブシティ」の取組を進めてきました。

2012年には「横浜市基本構想（当時）」や「横浜市中期4か年計画（当時）」と連動した「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」を策定し、これまでこの考え方に沿った文化政策を推進してまいりました。

そして、上記の策定から13年が経過し、これまでの文化芸術創造都市施策の成果と課題、横浜の文化の現状、本市をとりまく環境の変化を踏まえ、“10年後の横浜の文化の将来像”を描くため、新たに「横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案」を策定することとしました。

このビジョンにより、本市の文化施策が目指すものを明確にした上で、その実現に向けた事業手法を再構築し、市民の皆さまに、文化的豊かさを実感していただきたいと考えています。

（参考1）横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案

横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案

「基本的な方向性」を中心とした4つの「ビジョン」

「基本的な方向性」

○横浜の強みを生かした「横浜文化」の創造

4つの「ビジョン」

【ビジョン1】誰もが自分の夢に向かって進めるまち

【ビジョン2】ウェルビーイング（幸福）を実感できるまち

【ビジョン3】サステナブル・シフトの文化が根付くまち

【ビジョン4】いたるところに文化が息づくまち

(参考2) 横浜市中期計画 2026～2029

令和8年5月頃に「横浜市中期計画 2026～2029」の原案を策定予定です。

前中期計画(2022～2025)における「政策30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進」は、新中期計画の素案において、新たな14の政策群のうち「にぎわい・スポーツ・文化」にカテゴライズされます。

また、「こどもの体験機会作りと居場所の充実」という施策群においても、「こどもの体験機会数(スポーツ・文化・農を含む)」という指標が示されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/soan.html>

横浜市中期計画 2026～2029 (素案) (抜粋)

■政策群10「にぎわい・スポーツ・文化」

【目指す姿】

年齢や性別、障害の有無、家庭環境等に関わらず、市内の各地域で隔たりなく、誰もが、スポーツや文化活動に参加できる機会や楽しめる環境が充実し、また、それらを通じて共に認め、支えあうコミュニティが実現することで、市民が生活の質の向上を実感できています。

○施策群23「文化芸術」

【方向性】

心豊かな市民生活の実現を図るため、横浜の強みを生かした横浜文化の創造を目指し、年齢や性別、障害の有無、家庭環境等に関わらず、子どもたちをはじめとした誰もが文化活動に取り組める環境の整備、市全域における身近な地域での文化を通じた地域コミュニティの形成、様々な主体との連携による創造性を生かしたまちづくり等によるにぎわいづくりを進めます

【指標】

横浜市は文化の参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合

■政策群4「こども・子育て」

【目指す姿】

子どもたちが、様々な遊びや学び、体験機会に接することで、自己肯定感を高められる環境が整っています。

○施策群8「こどもの体験機会づくりと居場所の充実」

【方向性】

全てのこどもが、創造力や好奇心、自己肯定感を育むことができるよう、年齢に応じた体験機会の充実や多様なニーズに応じた居場所づくりに取り組みます。また、放課後の時間を過ごすこどもの安心・安全な居場所を確保すると共に、学校の長期休業期間中の昼食提供などを実施することで、子育て世代にゆとりを創出し、こどもと向き合う時間の充実につながるよう取り組みます。

【指標】

こどもの体験機会数(スポーツ・文化・農を含む)

(参考3) 文化芸術基本法(平成13年12月7日公布、令和元年6月7日改正)(抜粋)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html

(前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態になるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(参考4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年6月13日公布・施行)
(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならないこと。(第2項関係)

(参考5) 文化芸術推進基本計画 (第2期)

文化芸術基本法に基づき、政府が、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定。

第2期基本計画は、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間(令和5年度～令和9年度)において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。(令和5年3月24日閣議決定)。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/

○ 文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵(かん)養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものである。また、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与えるものとして、洋の東西を問わず、人類にとって必要不可欠なものであり続けている。

○ 令和2年からの新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の世界的な感染拡大により、世界中の人々が類のない混乱に直面し、人と人との身体的な接触が妨げられるとともに、心理的な距離をも生む場面も増え、多くの人々が行動変容を迫られることとなった。こうした未曾有の困難と不安の中、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識された。我が国においても、文化芸術の灯を消さず、人々の心を平静かつ豊かに保つため、音楽・演劇・舞踊等の舞台芸術をはじめとして多くの文化芸術活動を支援し、次世代への継承に取り組む努力が続けられている。

○ 文化芸術は、近年、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しており、今後も、創造的な社会・経済活動の源泉として、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、我が国社会の持続的な発展に寄与し続けていくことが期待される。

○ 国際的にも、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に、文化芸術が大きく貢献することが共通認識となりつつある。また、文化芸術は世界の平和にも寄与するものであり、地球規模の課題に対して、国際社会が連携・協調し、その解決を図ろうという動きが活発になる中、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割が増大している。

○ 我が国としては、文化芸術推進基本計画(第1期)において、文化芸術の「多様な価値」を活かして「文化芸術立国」の実現を目指してきたところであるが、こうした新型コロナに係る教訓や様々な社会変化を踏まえ、文化庁をはじめとする関係省庁が緊密に連携・協力をしながら、政府一丸となって、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値1を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すことが不可欠である。このような考え方に立って、令和5年度以降の新たな計画として、文化芸術推進基本計画(第2期)を推進する必要がある。

(参考6) 指定管理期間（令和9年度～令和13年度）における市に関する主要行事

GREEN×EXPO 2027（2027年3月19日～2027年9月26日）

本博覧会は、最上位（A1）の国際園芸博覧会であり、AIPH（国際園芸家協会）の承認に加え BIE（博覧会国際事務局）の認定を受けて開催する国際博覧会（認定博）です。

国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的に開催されます。

花や緑との関わりを通じ、植物の自然資本財としての多様な価値を再認識し、持続可能な未来と誰もが取り残されない社会の形成に活用するとともに、自然との共生や幸福感を、新たな明日の風景として可視化していくことを目指します。

第9回横浜トリエンナーレ（2027年4月23日（金）～9月12日（日）[124日間]）

横浜トリエンナーレは、3年に一度開催している現代アートの国際展です。

Ⅱ 横浜にぎわい座の使命と役割

1 横浜にぎわい座の使命

横浜にぎわい座の設置目的を達成するために、次に掲げる使命を設定しました。指定管理者は、条例に規定する施設の設置目的とともに、7つの使命を達成することを目標に、業務を行うこととします。

使命1 大衆芸能と市民をつなげる

大衆芸能に触れる機会や情報を提供することで、市民の大衆芸能への理解と関心を高める。

使命2 大衆芸能をはじめとした文化芸術活動と体験の場となる

大衆芸能を中心とした文化芸術活動の創作や体験等の場を提供することで、市民の活動を支援するとともに市民の心身の健康増進に資する。

使命3 大衆芸能を担う人材を育む

若手演者の育成に取り組むとともに、子どもに向けた鑑賞や体験の機会を設け、大衆芸能を後世に継承する。

使命4 地域のにぎわいを創出する

施設の役割と専門性をふまえ、地域の多様な団体等と連携し、にぎわいの創出と特色ある地域文化の発展に寄与する。

使命5 大衆芸能を切り口としてあらゆる人を受け入れる

市内唯一の大衆芸能の拠点として、年齢、性別、国籍、言語、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、あらゆる人たちを受け入れ、親しまれる施設となる。

使命6 持続可能性を高める施設運営を行う

法令等に則った施設の保守・点検や日常的な予防的修繕などの維持管理を行い、安全で快適な施設を維持する。また、DXの推進や気候変動対策への行動、効率的な経費の執行及び収入増の取組等により、持続可能性を高める施設運営を行う。

【横浜にぎわい座における大衆芸能の範囲】

落語、講談、浪曲、漫才、漫談、奇術、紙切り、コント、太神楽、曲芸、曲独楽、ジャグリング、ボーイズ芸、音曲（長唄、小唄、新内、常磐津、義太夫等）、音楽芸、ものまね、パントマイム、ボードビル、大衆演劇（※）、民俗芸能（民謡、神楽、人形芝居等）、古典芸能、朗読、語り、音楽、演劇、舞踊、レビューやミュージカル、オペレッタなどのショー、ポピュラーミュージック等。

※大衆演劇については、三吉演芸場との役割分担に配慮する必要がある

2 横浜にぎわい座が果たす役割

使命1 大衆芸能と市民をつなげる

大衆芸能に触れる機会や情報を提供することで、市民の大衆芸能への理解と関心を高める。

- (1) 芸能ホール等で、幅広い大衆芸能の演目について、多彩な構成で魅力的な公演等を企画・実施する。
- (2) 市民の皆さんが大衆芸能と触れ合い、関心や興味を持つ機会を提供する。また、鑑賞者の拡大、特に若い年代の鑑賞層の拡大を図る。
- (3) 横浜にぎわい座の公演情報をデータベース化するとともに、市内外における大衆芸能に関する情報を収集・分析し、事業企画等に活かす。
- (4) 大衆芸能に関する情報や公演情報について、戦略的に広報・プロモーション活動を行い、来館者増につなげる。

使命2 大衆芸能をはじめとした文化芸術活動と体験の場となる

大衆芸能を中心とした文化芸術活動の創作や体験等の場を提供することで、市民の活動を支援するとともに市民の心身の健康増進に資する。

- (1) 芸能ホール、小ホール（のげシャール）、練習室、制作室等について、各施設の特徴を把握し、公演、練習、創作活動等が行われるよう積極的に貸し出すとともに、その活動を支援する。
- (2) 小ホール（のげシャール）等においてワークショップなど市民参加の事業を主催等し、市民の創作活動の機会を提供することで、市民の心身の健康増進に資する。

使命3 大衆芸能を担う人材を育む

若手演者の育成に取り組むとともに、子どもに向けた鑑賞や体験の機会を設け、大衆芸能を後世に継承する。

- (1) 若手演者の公演の機会を積極的に設けるなど、横浜にぎわい座で育った演者が活躍し、大衆芸能を支えていくような育成の取組を行う。
- (2) 次代を担う子どもが多様な糸口から大衆芸能を知り、学び、体験することができる機会を設け、子どもたちの感性、創造性を育む。

使命4 地域のにぎわいを創出する

施設の役割と専門性をふまえ、地域の多様な団体等と連携し、にぎわいの創出と特色ある地域文化の発展に寄与する。

- (1) 立地する野毛地区など周辺地区の歴史や地域特性等を踏まえつつ、大衆芸能施設としての特性を最大限に発揮し、地域のにぎわいの創出及び地域独自の特色ある文化の発展に寄与する。

使命5 大衆芸能を切り口としてあらゆる人を受け入れる

市内唯一の大衆芸能の拠点として、年齢、性別、国籍、言語、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、あらゆる人たちを受け入れ、親しまれる施設となる。

- (1) 大衆芸能の魅力を伝えるため、他の施設や団体と連携し、施設外での事業実施に取り組む。
- (2) 大衆芸能に関心のある人や施設に来館できる人だけでなく、これまで大衆芸能に触れる機会がない人や施設に来館できない人など、年齢、性別、国籍、言語、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、幅広く様々な境遇にある人を受け入れるための環境を整える。

使命6 持続可能性を高める施設運営を行う

法令等に則った施設の保守・点検や日常的な予防的修繕などの維持管理を行い、安全で快適な施設を維持する。また、DXの推進や気候変動対策への行動、効率的な経費の執行及び収入増の取組等により、持続可能性を高める施設運営を行う。

- (1) 市民の皆さんが安全・快適に施設を利用できるよう適正に保守・点検を行い、日常的な予

防的修繕により文化施設としての専門的機能を維持しつつ、施設の機能が十分に発揮されるよう、長寿命化の観点からも設備の維持・保全・更新を計画的に行います。また、公演者等がステージ等を円滑に利用できるようワンストップサービスを提供します。これらの取組等により、公演者・来館者の満足度を高め、リピーターにする取組を行う。

- (2) 限られた財源の中で、DXの推進や気候変動対策への行動などのサステナブル・シフトに取り組む、社会全体に対して持続可能性を高める施設運営を行います。健全な財務体質の実現に向けた取組、外部資金の獲得を含めた収入増加に向けた取組、及び、PDCAサイクルによる不断の業務改善を行う。

Ⅲ 文化事業

1 大衆芸能に係る公演の企画・実施と情報の収集・提供

- (1) 芸能ホール等で、幅広い大衆芸能の演目について、多彩な構成で魅力的な公演等を企画・実施してください。
 - ア 芸能ホールでは、月の1日から15日の間は、毎日途切れることなく常打ち主催公演（以下「常打ち公演」という。）を開催してください（月の後半は貸館を主に運営する）。
 - イ 常打ち公演においては、幅広い大衆芸能の演目について、多彩な構成で公演を提供していくとともに、各演者団体から出演者を招き、その信頼と関係性を深めてください。
 - ウ なお、この常打ち公演以外に、月の後半において、貸館とのバランスを踏まえつつ、自主公演を行うことを妨げるものではありません。

- (2) 大衆芸能の代表的な演目や、当代で注目されている芸人の公演なども取り入れながら、常時魅力あるプログラムを提供するとともに、創造的で発信性のある取組を行ってください。

- (3) 市民と大衆芸能をつなぐために、市民各層が横浜にぎわい座に来館し、大衆芸能と触れ合い、関心や興味を持つ機会を増やし、大衆芸能のファンとなるような取組を行い、鑑賞者の拡大を図ってください。
 - ア 曜日、時間帯、世代、就業形態等、与条件に応じた需要動向を的確に把握するとともに、ターゲットとしうる相手に対し訴求力のある事業の枠組（上演時間、料金設定等）を、これまでの慣例にとどまらず柔軟な視点で検討してください。
 - イ 公演来場者数をはじめとした各種指標を適切に設定し、各事業に対する検証が速やかに行えるようなPDCAサイクルを検討してください。

- (4) 情報収集及び提供
 - ア 市内外における大衆芸能に関する情報を収集してください。
 - イ 収集、蓄積した情報、資料、記録など、大衆芸能に関する情報を、効果的な手段、方法により市民に提供してください。
 - ウ 企画する事業等での情報、資料（映像、音響資料を含む）については適切に整理し、蓄積を行うとともに、著作権などの関係法規を遵守しつつ、積極的な活用を図ってください。さらに、にぎわい座の公演情報をデータベース化するとともに、ウェブサイト上で公開してください。
 - エ 専門機関として、市民からの相談等に対して適切に助言・情報提供などを行うとともに、他の専門機関や専門家からの照会等に対しても適切に対応してください。
 - オ 館独自のウェブサイトを開設し、次の情報を掲載してください。
 - (ア) 指定管理者名
 - (イ) 横浜にぎわい座の事業報告書等が掲載されている市ウェブサイトのリンク
 - (ウ) 施設・設備の概要
 - (エ) 事業・公演案内
 - (オ) 施設利用方法
 - (カ) その他の基本的な情報
 - カ 毎月どのような催しが行われているかをお知らせする公演案内等を、演芸界や地域のトピックス等と併せて、紙資料等で提供してください。
 - キ ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。
 - ク 広報よこはまの他、地域のタウン誌や新聞紙面などを活用した広報活動への取組を行ってください。
 - ケ ICTを活用し、SNSも含めた様々な手法によりプロモーション活動を行ってください。

コ SNS運営に際しては、特に、人権侵害及び個人情報漏えいに注意してください。また、利用ガイドライン（ソーシャルメディアポリシー）を作成し、公開してください。

(5) 展示

情報コーナー等において、市民の大衆芸能に対する関心に応える資料等の展示等を行います。適時に公演に関連した展示、特別展などの企画展示を行うほか、創意工夫を図り、情報コーナーを魅力あるものにしてください。

(6) 演出

施設全体を通じて、大衆芸能に親しみをもち、施設の持つ雰囲気自体が大衆芸能の体験となるような演出や雰囲気作りを行ってください。

2 大衆芸能の体験の場の提供

(1) 市民の大衆芸能に関する学習活動や創作活動を支援するため、講座や体験学習の機会、ワークショップなど市民参加の事業を開催し、市民の創作活動の機会を提供してください。

この際様々な演目、入門的なものから専門的な内容のものまで、市民の多様な関心に応えるよう配慮してください。

3 子どもたちや若手演者をはじめとした次世代育成

(1) 落語家等、若手芸人が自立していくための支援を行い、「横浜で育った芸人」と称されるよう、横浜にぎわい座から育った芸人が活躍し、大衆芸能を支えていくような若手芸人育成の仕組みを作り、実践してください。

このため、大衆芸能の伝統を継承するとともに、その発展を期するために、従来の枠組みにとらわれない自由な環境を確保してください。

(2) 子どもの創造性育成の取組

次代を担う子どもが多様な糸口から大衆芸能を知り、学び、体験することができる機会を設け、子どもたちの感性、創造性を育ててください。

・学校プログラム（*1）の活用等

学校プログラムは、地域の子どもたちに対して文化芸術に触れる機会を提供するため、横浜市芸術文化教育プラットフォーム（*2）にコーディネーターとして参画するものです。

*1 学校プログラム

学校にアーティストを派遣し、子どもたちが文化芸術に触れる機会を提供します。指定管理者は学校プログラムの実施にあたり、学校とアーティストの間に立ってマッチングを行うコーディネーターの役割を担い、体験型プログラム（3日程度）又は鑑賞型プログラム（1日）を実施します。市と協定を締結した事務局（特定非営利活動法人S T スポット横浜）が、毎年度4月頃に指定管理者へ実施対象校を通知しますので、学校の先生と日程・内容等について調整のうえ、プログラムを実施してください。

経費については、プログラム1日あたり7万円（令和7年度現在）を、事務局が指定管理者に支払います。

https://y-platform.org/manage/wp-content/uploads/2025/06/2025manual_for_coordinators.pdf

*2 横浜市芸術文化教育プラットフォーム

横浜の子どもたちの創造性をはぐくみ、豊かな情操を養う機会を拡大するために、横浜などで活動が続けるアートNPOや芸術団体と、地域の文化施設を中心に、学校、アーティスト、企業、地域住民、行政などがゆるやかに連携・協働する場です。

<http://y-platform.org/>

4 野毛地区のにぎわいづくり等への寄与

- (1) 立地する野毛地区の歴史や地域特性等を踏まえつつ、大衆芸能施設としての魅力を最大限に発揮し、地域のにぎわいづくりに寄与してください。
- (2) 都市戦略との連携
施設内外を問わず、シティーセールスや観光プロモーションなどと連携するとともに、観光客等を対象とした事業展開の検討にも取り組んでください。

5 様々な市民等が大衆芸能に触れる機会を創出

- (1) 鑑賞や自演、学習・体験だけでなく、大衆芸能の魅力を引き出す多様な取組を行い、幅広い市民が大衆芸能に関心を持ち、支えていく仕組みを作ってください。
- (2) 市内全域の市民を想定して事業等を行ってください。また、はじめて来館する人を増やすとともに、安定的に来館する層も広げるための営業、サービスの工夫を図ってください。
- (3) 他施設等との連携
市内の文化施設にとどまらず、大衆芸能専門施設やその他関係施設や機関と連携し、ジャンルを超えた事業など、魅力的な取組を行ってください。特に、都心部の主要文化施設と連携を図り、都心部活性化や魅力向上に積極的に取り組んでください。

6 文化事業を支える仕組みの構築

- (1) 効果的な公演情報提供・宣伝とチケット販売
市民と大衆芸能をより幅広くつないでいくため、効果的な公演情報の提供や宣伝に取り組むとともに、利用者にとって利便性の高い仕組みによってチケット販売を行ってください。
- (2) 事業の企画立案から実施に至る適切なプロセス
事業の企画立案から実施、実施後の評価など、一連の過程の組織的な仕組みを明確にし、PDCAサイクルなど事前、事後の評価を組み入れた業務改善の仕組みによって、適切な事業遂行を行ってください。

IV 施設運営

1 大衆芸能等の公演、練習、創作その他の活動のための施設の提供

芸能ホール、小ホール（のげシャール）、練習室、制作室、楽屋等について、各施設の特徴を把握し、公演、練習、創作活動等が行われるよう、条例及び規則に基づき、積極的に貸し出すとともに、その活動を支援してください。

大衆芸能以外の演目については、大衆芸能の利用を妨げない範囲において、提供することができるものとします。

(1) 施設の提供

ア 開館時間

- (ア) 基本開館時間は、午前10時から午後10時までとします。ただし、利用者の便宜を図るためや保守点検等施設の安全性を確保するために必要な場合等に、変更することができます。
- (イ) 開館時間を変更しようとする時は、事前に市に依頼文を提出し、市は、変更を決定した時はその旨を指定管理者に通知します。決定後は、市の事前の了承を得た場合を除き、

承認された開館時間を変更することはできません。ただし、災害など特段の事情や利用者の利用準備及び後片付けによる利用の延長・繰上げ等により、やむなく変更する場合は、市に連絡することで足りるものとします。

(ウ) 現行の開館時間の延長に伴い発生する経費は、すべて指定管理者の負担となります。

イ 休館日

(ア) 原則として無休とします。ただし、保守点検等施設の安全性を確保するために必要な場合や利用状況等を考慮して、変更することができます。

(イ) 開館日を変更しようとする時は、事前に市に依頼文を提出し、市は、変更を決定した時はその旨を指定管理者に通知します。決定後は、市の事前の了承を得た場合を除き、承認された開館日を変更することはできません。ただし、災害など特段の事情により、やむなく休館する場合は、市に連絡することで足りるものとします。

(ウ) 現行の開館日の変更に伴い発生する経費は、すべて指定管理者の負担となります。

ウ 利用料金の設定及び変更

(ア) 条例に基づき、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受することができます。なお、指定期間中に利用料金にかかる条例の改正が行われた場合は、これに従うものとなります。

(イ) 利用料金の額は、市との協議の上、条例に規定する範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定めることとします。料金が承認された場合、定めた利用料金を適用する最初の利用日までに3か月以上の周知期間を設けて、利用者等に対し告知してください。ただし、指定当初に従前の料金を変更せずに利用料金の承認申請を行う場合は、料金の承認後速やかに周知するものとします。

(ウ) 利用料金は、市長の承認を得て変更することができます。変更しようとする時は、その理由と利用料金の額及び見込まれる利用料金の収入等を書面により市に提出し、申請してください。変更が承認された場合、変更後の利用料金を適用する最初の利用日までに最低1か月間の告知期間を設けて、利用者等に対し告知してください。ただし、既に利用許可を発行している場合は、新料金を適用することができません。なお、指定期間中に利用料金にかかる条例の改正が行われた場合は、これに従い利用料金を変更することができます。

エ 利用料金の徴収

(ア) 利用許可を得た施設利用者から、利用料金を徴収してください。

(イ) 利用料金は、原則として前納としますが、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、後納とすることができます。

(ウ) 徴収方法及び徴収時期については、利用者の利便性を考慮して定め、市に届け出るとともに、利用者等に対し告知してください。

(エ) 徴収した利用料金について帳簿を作成し、管理してください。

オ 利用料金の減免

(ア) 必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができます。

(イ) 条例第16条の規定に基づき、免除する利用料金の額を定めた場合には、直ちに市に届け出るとともに、減免申請者に対し速やかに告知するものとします。

カ 施設の貸出し等

施設の貸出しに対する仕組み、条件、方法については、条例及び規則に基づき、貸出施設ごとに指定管理者が定め、利用の手引き等を作成し、手続きについて市民に周知してください。

貸出しにあたっては、必要な指導・助言を行うとともに、施設利用者とは、利用日以前(芸能ホール、小ホールは概ね1か月前)に十分な打合せを行ってください。

(2) 貸館の運営

ア 貸館に対する体制

施設の貸出しの受付業務には常時1名以上を配置し、施設利用者へのサービスに支障なく対応できる体制としてください。また、舞台技術者が利用相談などに支障なく対応できる体制としてください。

貸館公演等についての基本的情報を把握し、市民からの問合せ等に対し適切に案内できるようにしてください。

イ 適切な舞台運営体制

大衆芸能の専門施設として、常打ち公演などの企画事業を行い、かつ貸館利用も行う施設であることを十分に理解し、効率的で安全な舞台運営を行ってください。

また、施設利用者から寄せられる舞台運営に関する様々な相談に対しても、専門的な立場から必要な助言を行ってください。

(3) 利用促進及びサービスの向上

ア 施設の利用促進に対する取組

芸能ホール、小ホール（のげシャール）、その他各貸出し施設について、それぞれの目的と施設特性を踏まえて、計画的に利用促進に取り組んでください。

小ホール（のげシャール）については、小規模な公演にも対応できる創造空間としての特性を活かし、大衆芸能を中心としつつも演劇、舞踊、音楽など幅広い演目での活用を想定して利用促進に取り組んでください。

制作室、練習室についてもそれぞれの設備特性などを活かし、利用促進に取り組んでください。

1階エントランスについて、通りから客を呼び込むことができるよう有効活用を検討し、利用促進に取り組んでください。

イ 利用促進に向けたプロモーション・営業活動

施設利用者を広げていくため、施設特性や利用方法、活用の方法などについて適切な情報提供を行うとともに、積極的にプロモーションや営業活動をしてください。

ウ サービスの向上

利用者のニーズを適時に把握するとともに、クレームや苦情に対して、組織的に適切に対応し、常に業務の改善、サービスの向上に努めてください。

エ 物販のサービスの提供

来館記念品やオリジナルグッズなど、横浜にぎわい座ならではの商品等を開発、販売してください。

オ 飲食のサービスの提供

自動販売機等の設置による飲食料提供などを検討し、利用者サービスの向上に努めてください。

カ 売店跡地の活用

3階売店跡地の整理及び有効活用について検討し、利用促進に取り組んでください。

2 指定管理料以外の収入確保に向けた取組

指定管理料以外の収入確保に積極的に取り組んでください。

(1) 事業の実施に関し、事業の誘致及び実施に際し、各種助成金、協賛金等を活用することができます。また、催事入場券等の販売を受託することができます。

(2) アイデア・ノウハウの一層の活用（選定要項16頁）として、提案が可能な事業について、想定される事業（例）は、次のとおりです。

なお、横浜にぎわい座の目的・役割及び公益性を逸脱する指定管理業務は実施することができません。※

ア 閉館時間帯や利用者の少ない時間帯のロビー、平日における稼働率の低い諸室における公益性のある事業（地域の文化的イベント等）

イ 有効可能な余剰スペースにおける公益性のある事業（ミニギャラリー等）

※ 施設の目的外であっても、「自主事業」としては実施可能ですが、指定管理業務とは収支を分ける必要があります。（【XI留意事項 7自主事業】を参照）

- (3) 平日等における施設の未利用対策として、(2)において提案・採択されていない事業であっても、市民からの抽選申込みが申込期日までにされなかった「空き枠」については、各年度の事業計画書に事前に示すことなく、公益性のある事業を実施することができるものとします（市との事前協議が必要です）。

3 組織的な施設運営（職員配置の考え方）

(1) 組織

事業、運営、維持管理等施設全体を管理運営していくために必要な人材、人員を揃え、業務にあたってください。

(2) 勤務体制

施設の管理運営にあたっては、開館時間中、必要なサービス水準を確保できる人員体制を確保してください。職員の雇用にあたっては、労働基準法をはじめ関係法令を遵守してください。

(3) 各業務に係る責任者

指定期間前に、以下の各業務を総合的に把握し、調整を行う責任者を定めて市に届け出てください。施設長および責任者は兼任することができます。なお、指定期間中に責任者を変更する場合についても同様に届け出るものとします。

- ア 施設長（館長）
- イ 経営に係る責任者
- ウ 事業に係る責任者
- エ 運営業務に係る責任者
- オ 施設の維持・管理に係る責任者

(4) 責任者に期待する役割

ア 施設長（館長）

(ア) 大衆芸能に関する造詣が深く、その発展に貢献できる

イ 経営に係る責任者

(ア) 文化芸術活動に関する幅広い知識を有し、文化施設運営の経験・ノウハウを有している

(イ) 地域とのコミュニケーションを積極的に図り、地域の声を傾聴し、事業・業務に反映できる

(ウ) 組織をまとめ、施設の設置目的・役割を全職員に浸透させ、提案書の内容を着実かつ効果的に実施できるようマネジメントできる

(エ) 法令順守、個人情報保護等コンプライアンスを徹底することができる

(オ) 市、関係機関・団体との連携を密接にすることができる

ウ 事業に係る責任者

(ア) 大衆芸能に関する企画・立案、制作進行に関する知識や経験・ノウハウを有している

(イ) マーケティング、プロモーション・営業のノウハウを有している

エ 運営業務に係る責任者

(ア) 文化施設運営の経験ノウハウを有し、にぎわい座各貸館施設の特性を理解している

(イ) 利用者、地域団体等の連携を密接にすることができる。

オ 施設の維持・管理に係る責任者

(ア) 施設設備の維持・保全に関する専門的知識を有している

(イ) 日常の維持管理、計画的な修繕を組織として実践させることができる

(ウ) 危機管理意識が高く、防犯・防災、衛生管理、事故防止に対する知識を有し、日常の点検、定期的な訓練を組織として実践させることができる

(5) 職員全体に期待する行動

ア 施設利用者からの窓口での相談及び電話、メール等問い合わせ等に対しては、市民本位の姿勢で、市民の立場に立って対応している

イ 市民から信頼される施設運営を心がけ、施設の目的を職員全員で共有している

ウ 市民とともに歩む地域施設であることを常に意識し、地域の他の施設、団体、市民と良好な関係を築くことに配慮している

(6) 人員配置に関する届出

人員配置について、市が定める日までに届け出てください。届け出た人員配置については、特段の事情がない限り変更することができません。変更する場合には、別途届出が必要となります。

(7) 労働安全衛生管理

指定管理者は、自らの責任と費用負担で配置人員の労働安全衛生管理を行うものとします。

(8) 業務の改善

市は、指定管理者が配置した人員が、施設の管理運営を行うことについて正当な理由により不相当と認めた場合は、理由を付した文書をもって業務の改善を求めることができます。指定管理者は、正当な理由がない限り、これに応じなければならないこととします。

なお、指定管理者は、市からの求めに基づき業務の改善を行ったことにより、指定管理者の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、市に対していかなる費用の負担も求めることができないものとします。

4 施設の運営に関する留意事項

(1) 名札の着用

施設の運営に従事する職員は、利用者に施設職員とわかるように、名札を着用してください。なお、名前の表示方法については施設の判断とします。(苗字のみ、イニシャルのみ等)

(2) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えるものとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、市に提出するものとします。

(3) 近隣対策

大型資機材の搬入搬出や管理業務等を行う際には、騒音や利用者による迷惑行為に関し、指定管理者の責任及び費用において、合理的に要求される範囲で必要かつ十分な近隣対策を行います。

近隣対策の実施については、市に対し事前及び事後にその内容及び結果を速やかに報告するものとし、市は必要な協力を行うものとします。

(4) 人権の尊重

利用者等の人権を最大限尊重するとともに、職員に対して人権に関する研修を各年度1回以上実施してください。

(5) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)にともない、指定管理者は公の施設の利

用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に必要かつ合理的配慮の提供に努めることとします。

V 施設管理

日々の保守管理及び維持保全は、市及び指定管理者としての修繕費等の支出を抑制する効果もあります。これらを念頭に置き、施設の状態を常に良好に保ち、安全かつ快適に利用することができるよう、十分に配慮し、適切な管理を行ってください。

維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行うものとします。

記録を要する事項については、別添資料「管理業務に関する記録事項」を参照してください。

業務の基準に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修最新版）を参考とし、業務を履行するものとします。その他法令等に定めのあるものは、その規定に従ってください。

1 管理組合との関係

横浜にぎわい座は、共同住宅や店舗を含む野毛町三丁目北地区ビルの一部を区分所有して設けられた施設です。他の共同住宅部分や店舗部分とは明確にエリア分けがされており、設備についても横浜にぎわい座単独の設備を備えた施設となっていますが、給排水設備の一部や消防設備等、他の施設と一体で設けられた設備もあります。

他の施設と一体で設けられた設備の保守管理や施設管理については、規約に基づき、野毛町三丁目北地区ビル管理組合（以下「管理組合」という。）が行いますが、横浜にぎわい座として専有使用している施設の管理や設備の保守管理は、横浜にぎわい座の指定管理者が行うこととなっています。

2 保守管理業務

施設（建築物）、設備及び備品について、その状態を良好に保つため、保守管理及び維持保全を行ってください。点検を行う部位及び回数については、別添資料「設備等保守管理項目一覧」を参照してください。

破損、不具合等の異常時には、利用者の安全を確保するとともに、施設の運営に支障をきたすことのないように適切な措置を講じ、速やかに市に報告してください。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

(1) 施設（建築物）の保守管理（横浜にぎわい座が占有使用している外壁を含む。）

仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持してください。

(2) 建築設備の保守管理

建築設備（中央監視制御設備、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備、自動

ドア設備、シャッター設備等)は、日常点検、定期点検、法定点検等を行い、初期の性能を維持してください。なお、本施設においては、昇降機設備において、メーカーとフルメンテナンส์契約を締結しており、これを継続するとともに建築基準法第12条に基づく法定点検を実施するものとします。ただし、下記に示すア日常点検業務及びウその他業務については、複合施設の一部であるという施設の性質上、管理組合の行う保守管理業務と十分な連携を図った上で実施する必要があります。そのため、保守管理業務については、管理組合と十分な協議を行った上で実施するものとします。

ア 日常点検業務

(ア) 勤務時間

基本的に開館時間内は常駐とします。

(イ) 勤務場所

野毛町三丁目北地区ビル中央監視室

(ウ) 業務内容

別添資料「施設保守管理業務項目一覧 日常点検業務項目」を参照の上実施し、必要事項について報告します。

- ・ 諸設備の点検調査
- ・ メーターの検針、記録
- ・ 管球の取替え
- ・ 官公庁の立入検査時における立会い
- ・ その他、施設を良好な環境で運営していくために必要となる業務

イ 定期点検業務

(ア) 業務内容

別添資料「施設保守管理業務項目一覧 定期点検業務項目」参照の上実施し、必要事項について報告します。

ウ その他業務

(ア) 緊急対応業務

設備の異常時に、利用者の安全を確保するとともに、施設の運営に支障をきたすことのないように、適切な対応を行います。

(イ) 遠隔監視業務

(3) 舞台設備の保守管理

舞台設備(機構・照明・音響)は別添資料「施設保守管理業務項目一覧 定期点検業務項目」参照の上点検等を行い、初期の性能を維持します。

(4) 備品等の保守管理

ア 舞台備品の保守管理

(ア) 施設の運営に支障をきたさないよう、舞台備品を管理します。

(イ) 物品管理簿の管理を行います。

(ウ) 破損、不具合等が発生した時には、速やかに市に報告します。

イ 舞台消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な舞台消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理します。不具合の生じたものに関しては、随時更新します。

ウ 事務備品

(ア) 施設の運営に支障をきたさないよう、事務備品を管理します。

(イ) 物品管理簿の管理を行います。

(ウ) 破損、不具合等が発生した時には、速やかに市に報告します。

エ 消耗品

- (ア) 施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜整備し、管理を行います。
- (イ) 不具合の生じたもの及び使用期限・耐用年数のあるものに関しては随時更新を行います。

オ 大型備品

- (ア) 備品管理簿の管理を行います。
- (イ) 施設の運営に支障をきたさないよう、保守点検を行います。
- (ウ) 破損、不具合等が発生した時には速やかに市に報告します。

カ その他

現在、横浜にぎわい座が所有している展示品類（色紙や公演記録）についても、破損や紛失等が無いよう適切に管理します。

(5) 備品等の帰属

備品等は、物品管理簿により管理します。市に帰属する備品等については「物品管理簿（第Ⅰ種）」、指定管理者に帰属する備品等については「横浜にぎわい座 物品管理簿（Ⅱ種）」に記載するものとします。

ア 市に帰属する備品等

- (ア) 「物品管理簿（第Ⅰ種）」に示す市が所有する備品等は、無償で指定管理者に貸与されます。
- (イ) 備品等は、常に良好な状態に保ち、管理します。
- (ウ) 経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなった場合、市との協議により、必要に応じて、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上のものについては、市が自己の費用と責任において、また1件につき100万円（消費税及び地方消費税を除く。）未満のものについては、年間の合計金額が300万円の範囲内で、指定管理者が自己の費用と責任において修繕、購入又は調達するものとします。なお、年間の合計金額が300万円を超えた部分の取扱については、横浜市と指定管理者の協議により定めることとします。
また、新たに調達を行った場合には、調達後速やかに市の所有に移すとともに「物品管理簿（第Ⅰ種）」として管理するものとします。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りではありません。
- (エ) 指定管理者が故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて、市に対し、これを弁償又は指定管理者の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとします。

イ 指定管理者に帰属する備品等

指定管理者が指定管理業務会計、指定管理業務から得られる収入、自己の費用によって購入・調達した備品等は、「横浜にぎわい座 物品管理簿（Ⅱ種）」に記載し、市に帰属する備品等と明確に区別して管理します。ただし、市との協議により、市に所有権を移転することを妨げません。

(6) 施設及び設備の維持保全及び修繕

施設及び設備の維持保全及び修繕については、指定管理者と市との間で調整の上、指定管理者が担います。

ア 指定管理者及び利用者の責めに負わない修繕の経費は、1件100万円以上（消費税及び特別地方消費税を除く）のものについては原則市が負担するものとします。ただし、本施設は政策協働型の非公募施設であることから、市との協議により、指定管理業務により生じた利益の一部を用いて、指定管理者が1件100万円以上（消費税及び特別地方消費税を除く）の修繕経費を負担することも可能とします。

また、1件100万円未満（消費税及び特別地方消費税を除く）のものについては、年間の合計金額が300万円の範囲内で、指定管理者が負担するものとします。なお、年間の合

計金額が 300 万円を超えた部分の取扱については、市と指定管理者の協議により定めることとします。

イ 施設等の改造等については、市の事由に基づいて行われる場合は市の費用により実施するものとし、指定管理者の事由に基づいて行われる場合は、協議の上、指定管理者の費用により実施するものとし、いずれかの事由と判別できない場合は、協議の上、費用負担等について決定するものとし、

(7) 修繕の予定（緊急修繕枠を含む）と報告について

指定管理者は、指定管理者が負担する 1 件 100 万円未満の修繕について、年度当初に当該年度の修繕予定（緊急修繕枠を含む）を市に提出します。9 月末に当該年度の修繕予定の実施状況の報告を市に行い、必要に応じて市が指示を行います。年度末に実施報告を行い、市が確認をすることとします。

(8) 利用者の責に帰する管理物件の損傷について

指定管理者は、利用者の責に帰する管理物件の損傷について、責めを負う利用者が特定できる場合は、その利用者と損害回復等について交渉にあたるものとし、利用者が特定できない場合、又は利用者が損害の回復等に応じない場合は、本市と指定管理者による協議の上、対応を決定するものとし、

(9) 石綿（アスベスト）対策について

本施設は本市の石綿（アスベスト）対策において「アスベストによるばく露の危険は低いが調査・対策の必要あり」とされている施設です。目視範囲でアスベスト含有の保温材等を使用した箇所は確認されていませんが、目視で確認できない部分は使用されている可能性もあるため、天井裏等の目視範囲外への立入等の際は注意が必要です。万が一、保温材等を使用した箇所が確認された場合は、速やかに市へ報告するものとし、

また、確認された後は日常的に目視等による点検を定期的実施し、保温材等に新たな劣化・損傷がないか、措置した箇所に異状はないかを確認してください。なお劣化・損傷により石綿ばく露のおそれがある場合、利用者の安全を確保するとともに、施設の運営に支障をきたすことのないように適切な措置を講じ、速やかに市に報告してください。

(10) ESCO 事業対象の一部照明器具について

本施設は令和 8 年度から令和 21 年 9 月 30 日まで ESCO 事業を実施しており、光熱費の削減を実施しています。ESCO 事業対象の一部照明器具は、令和 21 年 9 月 30 日まで ESCO 事業者の財産であることから、ESCO 設備の維持管理及び修理は ESCO 事業者が行い、ESCO 事業対象器具の改修等を行うことはできません。サービス期間中に ESCO 設備に故障等が生じた場合は専用のコールセンターへ連絡し、修理対応を依頼します。

【参考】ESCO 事業について

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/carbon_neutral/ESCO/esco.html

3 環境維持管理業務

施設の状態を清潔に保ち、利用者が快適に利用できるように、清掃等を行ってください。

(1) 清掃業務

ア 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維

持してください。

イ 日常清掃及び定期清掃の範囲や回数

清掃を行う部位及び回数については、別添資料「清掃項目一覧」を参照してください。

ウ その他

(ア) 芸能ホールは客席への飲料（アルコール類不可）の持ち込みが可能となっているため、催し物の終演時には、状況に応じて飲料による汚れ等が残らないように適宜対応してください。

(イ) 芸能ホール、小ホール等貸出対象施設の清掃時間、清掃頻度などは、施設利用者や来場者の妨げとならないように行ってください。やむを得ず作業を行う時には、服装や身だしなみに十分に配慮した上で、最小限の作業に止めるなど、施設利用者への配慮を行ってください。

(2) 廃棄物処理及び環境への配慮

ア 施設内で発生したごみは、指定されたごみ収集所へ収集してください。なお、ごみの処理に要する費用は指定管理者の負担とします。

イ 施設から発生する廃棄物の発生抑制に努めるとともに、市の分別ルールに沿って適切に分別を行い、可能な限り資源化していくなど「市役所ごみゼロ」の取組を推進してください。

ウ 「横浜市地球温暖化対策実行計画」による温室効果ガスの削減や「ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」によるごみ排出量の削減等、地球環境に配慮する市の施策や事業に対し積極的に協力してください。

(3) 空気環境測定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に従い、浮遊粉じん・二酸化炭素・一酸化炭素・温度・相対湿度・気流の空気環境の測定を2か月に1回行ってください。

また、大規模修繕・大規模の模様替を行った際には、その使用を開始した日以後最初に訪れる6月1日から9月30日までの間に、「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に準じて、空気中に含まれる揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定を定期的に行い、市に報告してください。

なお、市はこの結果について、一般に公開できるものとします。

4 保安警備業務

施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに、利用者の安全を守るために、保安警備業務を適切に行ってください。

ただし、複合施設の一部であるという施設の性質上、管理組合の行う保安警備業務と十分な連携を図った上で実施する必要があるため、保安警備業務については、管理組合と十分な協議を行った上で実施するものとします。

なお、防犯カメラ（不特定多数の者が利用する施設や場所において、犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合も含む。）として、特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラをいう。）を設置している場合は「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（平成18年5月）に沿って運用してください。

5 駐車場管理業務

横浜にぎわい座専用として持つ33台（普通車区画17台、普通車《ハイルーフ対応》区画16台）分の機械式駐車場の管理を行います。駐車場利用者の安全確保はもとより、他の施設利用者や管理組合、近隣住民に対しても十分な安全を確保します。

また、車両の出入庫の際には、必ず立ち会うこととします。

ア 利用者：施設利用者を対象とします。

- イ 利用料金： 無料とします。
- ウ 保守管理： 機械式駐車場の保守管理は野毛町三丁目北地区ビルが行います。

6 防火・防災等

- (1) 消防法に基づき、甲種防火管理者を選任した上で防災計画書を作成し、所轄の消防署に届出を行ってください。
- (2) 自衛組織を結成し、日常の防火・防災に努めてください。
- (3) 施設の管理を行う上で事故等が発生した場合に備えて、組織としての緊急対応体制を明確にしてください。
- (4) 横浜市防災計画に基づき、対応マニュアルをあらかじめ作成するとともに、定期的に防火・防災訓練を実施してください。
(参考)横浜市防災計画ウェブサイト <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/keikaku/keikakutou/keikaku.html>
- (5) A E D（自動体外式除細動器）の導入について
指定管理者は、指定管理者の負担（指定管理料）においてA E Dを設置し、適切な管理及び職員への十分な操作研修（毎年度）を行ってください。
本体・消耗品は定期的に更新・交換してください。なお、更新・交換にあたっては、聴覚障害者対応モデルの導入を推奨します。

7 緊急時の対応

- (1) 緊急時の連絡網を作成し、市に提出してください。
- (2) 指定管理者は、横浜市震災対策条例（平成 25 年 2 月横浜市条例第 4 号）第 8 条に定める事業者としての基本的責務を果たしてください。
- (3) 事件・事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報するとともに、市と協力して、その原因調査に当たるものとします。事故等の状況は必要に応じ、写真を撮影し、保存してください。
- (4) 大規模な災害等が発生し、行政機関において災害対策本部等が設置された場合は、その指示に従うとともに、行政機関と協力し災害対応に協力してください。また、被災者の援助活動等に関して市が協力を求めた場合には、市に協力するよう努めるものとします。
- (5) 横浜にぎわい座は、現段階では横浜市防災計画における帰宅困難者一時滞在施設として位置づけられていませんが、今後「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結することがあることを了承してください。
この場合、市が作成する「指定管理者災害対応の手引き」を踏まえ、災害等発生時の体制を整備するものとします。
(参考：指定管理者災害対応の手引きウェブサイト)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/chikिताisaku/manual/shiteikanrisha.html>
また、現段階では本市防災計画上の位置付けに関わらず、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者は、市から協力要請があった場合には、公共施設として協力するよう努めてください。

8 感染症対策等衛生管理の徹底

- (1) 横浜にぎわい座は公共施設ですので、法令に基づく環境衛生管理のほか、日常の衛生管理を徹底してください。
- (2) 新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）等の感染やその拡大を防ぐようマニュアルを整備し、また、必要な消毒薬等を常備してください。
- (3) 汚物（嘔吐物や糞便）については、適正な方法で除去し、消毒してください。

9 施設の管理に関する留意事項

- (1) 施設内は全館禁煙とします。
- (2) 電力、水、ガス等については、運転・点検等に関する記録の分析・検討を行い、光熱水費の削減に努めてください。

10 重要書類の管理

施設に備え付けの竣工図等重要書類の管理を行います。

11 行政機関が策定する基準等の遵守

施設の管理運営について、行政機関が策定する基準やマニュアル等がある場合には、これに従い業務を行うものとします。また、今後策定された場合についても同様とします。

12 法令の制定及び改正への対応

今後、法令の制定及び改正により施設の管理者が行う業務が新たに生じた場合は、市と協議の上、原則として指定管理者が対応するものとします。

VI 政策協働型指定管理によるPDCAの推進

非公募選定の目的である指定管理者による高度かつ専門的なノウハウの発揮と、指定管理者制度の目的である市民サービスの向上を、専門文化施設の特性を踏まえて共に発揮するため、次に掲げる内容について、市及び指定管理者間にて定期的に協議を行います。なお、当該協議の運用に関しては、指定管理者の指定後に詳細を協議するものとします。

- (1) 中長期的な施設運営の方向性
- (2) 指定期間における各年度の業務計画及び執行管理
- (3) 業務評価（行政評価・外部評価）の指定業務への反映
- (4) その他当該施設の指定管理業務に関する事項

VII 日報及び月間事業報告書の作成

1 日報の作成

指定管理者は、日報を作成します。記載項目等については、別添資料「指定管理業務における作成書類」を参照してください。また、必要に応じ、写真を撮影し、保存してください。

2 月間事業報告書の作成

指定管理者は、月間事業報告書を作成し、市に提出します。記載項目等については、別添資料「指定管理業務における作成書類」を参照してください。

Ⅷ 事業計画書及び事業報告書の作成

1 事業計画書の作成

次年度の年間事業計画書を毎年度9月末までに作成し、市に提出してください。記載項目等については、別添資料「指定管理業務における作成書類」を参照してください。

年間事業計画書の作成にあたっては、市と十分に調整を図ることとし、市は3月末までに承認することとします。承認を受けた後は、市の事前の了承を得た場合を除き、承認された年間事業計画書を変更することはできません。

また、市は事業計画書を公表するものとし、市ウェブサイトに掲載します。

2 事業報告書の作成

前年度の年間事業報告書を毎年度4月末までに作成し、市に提出して承認を受けてください。記載項目等については、別添資料「指定管理業務における作成書類」を参照してください。

作成した年間事業報告書は、指定期間中保存するものとし、

また、市は必要があると認めるときは、年間事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は説明を求めることができるとともに、年間事業報告書を公表するものとし、市WEBページに掲載します。

なお、指定期間終了以前に指定を取り消した場合についても、市が指定する日までに当該年度の当該日までの間の年間事業報告書を提出するものとし、

※ これまでの事業計画書及び事業報告書については、市ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/sHITEI.html>

Ⅸ 業務評価に関する業務

業務評価は、月次モニタリング、指定管理者による自己評価、行政による行政評価、及び横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）による第三者評価に基づき行うこととします。

業務評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行います。

また、市は業務評価について公表するものとし、市WEBページに掲載します。

1 モニタリングの実施

市は、指定管理者に対して、指定期間中、原則として毎月モニタリングを行うものとし、モニタリングに関する基本的事項は次のとおりです。

- (1) 指定管理者は、モニタリング資料を毎月作成し、提出するものとし、報告事項及び実施時期は、別添資料「モニタリングにおける確認事項」のとおりです。
- (2) 市は必要に応じ、指定管理者に対し指示・指導を行います。
- (3) モニタリングでの報告及び協議事項等は、業務評価の一部として位置付けられます。

2 自己評価の実施

業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、アンケートやモニター調査等を活用して利用者等の施設運営に関する満足度及び意見を聴取し、年1回以上自己評価を実施してください。これにより得られた評価は年間事業報告書に記載し、以後の業務実施において反映します。

3 第三者による評価の実施

本市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

横浜にぎわい座に関する第三者評価は、提案時の指標に基づき、毎年度選定評価委員会による評価を受けるものとし、これらの結果を公表します。

第三者評価にあたり実施する委員視察の受入れ・案内等の現地対応は指定管理者が行います。また、施設内において選定評価委員会を実施する場合、指定管理者がその会場を確保することとします。なお、指定管理者は、これら委員視察に関し必要となる入場券等や選定評価委員会の会場を無償で提供することとします。

4 業務の基準を満たしていない場合の措置

市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

X 指定期間終了にあたっての業務

本施設は非公募により指定管理者を指定するため、次期指定期間に向けての引継ぎは発生しませんが、指定期間終了以前に指定を取り消した場合等については、次期指定管理者が円滑かつ支障なく横浜にぎわい座の業務を遂行できるよう、引継ぎ等を行ってください。

1 業務の引継ぎ等

- (1) 事業計画書、事業報告書及び業務の遂行に伴い作成した次の項目に関する書類等を、市又は次期指定管理者に引き継ぐものとします。
 - ア 施設利用に関する書類（利用申請書等）
 - イ 管理業務により作成した日誌、記録等
 - ウ 施設、設備等の補修履歴
 - エ 備品等の物品管理簿
 - オ 施設及び事務室内金庫の鍵
 - カ 不具合箇所一覧
 - キ その他必要書類
- (2) 指定終了日以降の利用にかかる利用料金で、現指定期間中に現指定管理者が収受したものと及びこれに関する帳簿類については、市又は次期指定管理者に引継ぐものとします。また、既に予約されている施設利用についても、引継ぐものとします。引継ぎの際には個人情報を含んだ書類の取扱いの十分に注意し、情報漏えいが生じることのないよう努めることとします。
- (3) 次期指定管理者の選定や引継ぎの際に必要な施設の管理運営状況等の情報について市から調査することがありますので、随時資料や情報を提供してください。また、指定期間終了以前の次期指定管理者からの調査についても、合理的な理由がある場合等を除き、その調査に応じなければならないものとします。
- (4) 指定期間の終了に伴い、施設のウェブサイトのアドレスが変わる場合には、指定期間終了後も新しいアドレスへの転送サービスを行うなど、利用者に配慮した措置をとるものとします。

- (5) 指定管理料の最終期の支払いは、指定期間内に引継ぎを完了し、引継完了の確認後とします。
- (6) 引継ぎにかかる費用は、指定管理者の負担とします。
- (7) 引継ぎ期間は概ね3か月とします。
- (8) 引継ぎにおいては、新旧両指定管理者立ち合いのもと、次の業務を行ってください。
 - ア 全ての鍵の開錠と施錠の確認。
 - イ 備品類の全数点検の実施。
 - ウ 利用予約内容の引継ぎの実施。
 - エ 全館の設備機器（非常用設備含む）の操作手順と留意事項の説明。
 - オ メーター類の所在とその点検方法の説明。
 - カ 不具合箇所の目視による確認。
- (9) その他必要な業務が生じることがあります。

2 原状回復義務

指定期間終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に明け渡してください。ただし、市が認めた場合には、原状回復は行わずに、別途市が定める状態で明け渡すことができるものとします。

3 備品及び文書等の取扱い

- (1) 市に帰属する備品等については、市又は市が指定するものに引き渡してください。
- (2) 指定管理者に帰属する備品等については、原則として指定管理者の責任と費用において撤収してください。ただし、市との協議において両者が合意した場合は、市又は市が指定するものに引き渡すことができるものとします。なお、指定管理者に帰属する備品等であっても、市に帰属する備品等の更新を目的として調達した場合は、調達後速やかに市の所有に移すとともに市が指定するものに引渡すこととします。
- (3) 業務に必要な文書等を、市又は市が指定するものに引き渡してください。
- (4) 個人情報、漏えいのないように市又は市が指定するものに確実に引き継ぐとともに、保有する必要のなくなった個人情報を適切な手段で、速やかに廃棄することとします。

XI 留意事項

1 保険及び損害賠償の取扱い

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うものとします。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、市や第三者に損害を与えた場合は、指定管理者においてその損害を賠償することとします。なお、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、市が国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき第三者に対して賠償した場合、市は指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を市の支

払のときから政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率による利息を付して、求償することができるものとします。

- (2) 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市へ報告しなければなりません。
- (3) 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、市を追加被保険者とします。その他の保険の範囲は、別添資料「指定管理者が加入する保険」のとおりとします。
- (4) 上記に示した以外の保険の加入については任意とします。
- (5) 加入した保険についての保険契約書及び保険証書の写しを、当該保険契約の締結後、速やかに市に提出してください。

2 関係法令等の遵守

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守するものとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

【主な関連法令】

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 横浜市芸能センター条例（平成13年12月横浜市条例第45号）
- (4) 横浜市芸能センター条例施行規則（平成14年3月横浜市規則第25号）
- (5) 横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月条例第38号）
- (8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- (9) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）
- (10) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）
- (11) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）
- (12) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (13) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、横浜市震災対策条例等）
- (14) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (15) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- (16) その他施設の管理運営に必要な法令

3 個人情報の保護

- (1) 業務上知り得たマイナンバーを含む個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する

る条例（令和4年12月条例第38号）」「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）」の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。特に、ファクシミリやEメールの誤送付等個人情報を侵害する事故が、全国的に多く発生しています。相互チェックやマニュアルの貼出し等予防対策に努めてください。

また、インターネットに接続した端末等がウィルス感染し、情報が漏えいすることのないよう必要な対策を講じて予防に努めてください。

- (2) 個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。
- (3) 指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、本市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うものとします。

4 コンプライアンスの推進

個人情報の漏えいなどの事務処理ミスまたは事件・事故等が生じた際は、速やかに市へ報告を行ってください。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントが発生しない職場環境づくりに努めてください。コンプライアンスの推進にあたっては、市からの指摘・指示・要請等に従ってください。

5 情報公開への積極的取組

- (1) 公の施設の管理者として説明責任を果たす視点から、指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。
- (2) 協定等において、市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。（参考 指定管理者の情報の公開に関する標準規程 ウェブサイト <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/shiteikanrishaseido.html>）
- (3) 年間事業計画書及び年間事業報告書を、市が指定する期日までに公表するものとします。
- (4) サービス提供の状況及び施設の管理状況等についても、市から一般公開を求めることがあります。

6 市及び関係機関等との連絡調整

- (1) 市及び関係機関・団体との連携を強化し、情報の共有化、相互支援をすることが重要です。業務を履行するため、市及び関係機関等との情報交換や業務の調整を図るものとします。
- (2) 原則、毎年度1回以上「文化施設指定管理者等連絡会議」を開催します。市から情報提供及び事業等への協力依頼をするとともに、参加者間の情報交換の場としますので、必ず参加してください。その他市及び関係機関が開催する会議、説明会及び研修会にも積極的に出席

してください。

- (3) 地域組織の会議等に出席を求められる場合があります。
- (4) 施設の管理運営状況等について市から説明を求めることがありますので、随時資料や情報を提供してください。

7 自主事業

指定管理者は、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的として、指定管理者が有するノウハウを生かし、「業務の基準」に定める指定管理業務以外にも、以下の自主事業を実施することができます。

(1) 自主事業（A型）

内容：指定管理業務としては求められていないが、施設の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の提案により実施可能な事業

経理処理：指定管理の収支とは区分して会計処理

費用負担：指定管理者の責任と費用により実施

(2) 自主事業（B型）

内容：施設の設置目的外であるが、指定管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者の提案により実施可能な事業

経理処理：指定管理の収支とは区分して会計処理

費用負担：指定管理者の責任と費用により実施

なお、いずれの自主事業においても、必要な経費に指定管理料をあてることはできず、指定管理者の責任と費用により実施することとし、指定管理の収支とは区分して会計処理を行います。

また、経理処理や手続きが異なるため、事前に市と協議の上、事業計画書等を提出し、承認を得ることが必要です。

8 その他

(1) 横浜市中企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

本市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等に当たって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(2) 許認可及び届出等

飲食物の販売など、許認可の取得や届出を必要とする場合は、指定管理者の責任及び費用において手続を行ってください。

また、指定管理者が市に対してこれらの手続に関する協力を求めた場合、市は必要な資料の提出その他について協力するものとします。

(3) 施設の目的外使用

指定管理者が行う業務以外の附帯事業（「アイデア・ノウハウの一層の活用（選定要項14頁）」を含む。）のために、地方自治法第238条の4第7項に定める目的外使用として施設の

一部を使用する場合や、自主事業（B型）（前項(2)）は、使用期間について、市長に対し行政財産の目的外使用の申請をし、許可を受けなければなりません。目的外使用については、市に対し目的外使用料を納入する必要があります。

使用に伴い発生する光熱水費等は、指定管理者が負担する必要があります。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理するものとします。

(4) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(5) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(6) 地域との連携

指定管理者は地域の一員として、地域と積極的に関わり、良好な関係を維持するものとします。

(7) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(8) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(9) その他

その他、記載のない事項については、市と協議を行なうものとします。

XII 提案内容

指定管理者は、「Ⅱ 横浜にぎわい座の使命と役割」に掲げる6つの使命を達成するため、それぞれの使命に対し次に掲げる定量指標と定性指標を満たす提案を行うものとします。

使命1 大衆芸能と市民をつなげる

大衆芸能に触れる機会や情報を提供することで、市民の大衆芸能への理解と関心を高める。

(1) 定量指標

- ① 鑑賞型事業のメニューのジャンル数、実施回数及び公演入場者数
- ② 展示型事業の実施回数
- ③ 来場者（参加者）満足度（アンケート集計）

(2) 定性指標

- ① 鑑賞型事業及び展示型事業の参加者の声の分析
- ② 広報媒体に寄せられた感想や意見の分析

使命2 大衆芸能をはじめとした文化芸術活動と体験の場となる

大衆芸能を中心とした文化芸術活動の創作や体験等の場を提供することで、市民の活動を支援するとともに市民の心身の健康増進に資する。

(1) 定量指標

- ① 総来場者数（企画事業、貸館利用）
- ② 貸館利用率（芸能ホール、小ホール）
- ③ 体験型事業のジャンル数及び実施回数

(2) 定性指標

- ① 利用者の状況についての満足度の分析

使命3 大衆芸能を担う人材を育む

若手演者の育成に取り組むとともに、子どもに向けた鑑賞や体験の機会を設け、大衆芸能を後世に継承する。

(1) 定量指標

- ① 若手演者育成事業の実施回数
- ② 子どもをターゲットとした事業数及び子どもの参加者数

(2) 定性指標

- ① 子どもたちや学校の満足度の分析

使命4 地域のにぎわいを創出する

施設の役割と専門性をふまえ、地域の多様な団体等と連携し、にぎわいの創出と特色ある地域文化の発展に寄与する。

(1) 定量指標

- ① 地域の施設・団体と連携して実施した事業数

(2) 定性指標

- ① 地域団体との意見交換等による現状把握

使命5 大衆芸能を切り口としてあらゆる人を受け入れる

市内唯一の大衆芸能の拠点として、年齢、性別、国籍、言語、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、あらゆる人たちを受け入れ、親しまれる施設となる。

(1) 定量指標

- ① 共生社会の実現を目指す事業数

(2) 定性指標

- ① バリアフリーの視点からの来館者の声（アンケート調査インタビュー調査）

使命6 持続可能性を高める施設運営を行う

法令等に則った施設の保守・点検や日常的な予防的修繕などの維持管理を行い、安全で快適な施設を維持する。また、DXの推進や気候変動対策への行動、効率的な経費の執行及び収入増の取組等により、持続可能性を高める施設運営を行う。

(1) 定量指標

- ① 施設の管理瑕疵に起因する事故件数 0件
- ② 修繕予算の執行率 90%
- ③ 指定管理料以外の総収入額

(2) 定性指標

- ① 施設の使いやすさや快適さについてのヒアリング及び分析
- ② DXの推進や気候変動対策への行動等の取組検討